

様式第 10 号その 11（別表関係）

申請者	
作成者氏名	
作成者連絡先	

脱炭素先行地域づくり事業費補助金実績報告書・個票

【太陽光発電設備の系統接続】

太陽光発電設備の 設置場所	
発電した電力の供 給を受ける施設等 所在地	小田原市
完成日	年 月 日
導入方法	自己所有 ・ リース ・ P P A
太陽光発電設備に 係る補助メニュー	☐ (2) 余剰再エネ供給型太陽光発電設備 ☐ (3) E V 宿場町用太陽光発電設備
太陽光発電設備の 出力（※）	kW
連携している地産 地消再エネ事業者	
系統接続費用	円
補助対象経費(A) （消費税等仕入 控除税額を控除し たものに限る。）	円
補助率(B)	2 / 3
補助金上限額 (=A×B) ※千円未満切捨て	千円

補助金申請額	千円
(以下は契約形態がリースであるときのみ記載)	
補助金充当前のリース料等の総額(C)	円
補助金充当後のリース料等の総額(D)	円
差額(=C-D)	円
(以下は契約形態がP P Aであるときのみ記載)	
法定耐用年数(17年)の自家消費想定量(E)	kWh
補助金充当前のサービス単価(F)	円/kWh
補助金充当後のサービス単価(G)	円/kWh
サービス控除料(=(E)×(F-G))	円

※太陽光モジュールにおける JIS 等に基づく公称最大出力の合計値と、パワーコンディショナーの定格規格の合計値の低い方とする。

このほか、施工前後の写真及び補助要件を満たしていることが分かる資料を添付すること。

【チェックリスト】

(系統接続)

☐	令和6年(2024年)3月1日以降に(2)余剰再エネ供給型太陽光発電設備及び(3)EV宿場町用太陽光発電設備の交付決定を受けて整備された又は整備中の太陽光発電設備を配電網に接続する事業であること。
☐	系統接続費用は、送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器及び系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする)の合計であること。また、ソーラーカーポートを導入する場合は、当該整備費用とあわせて、交付対象事業費が3億円以下であること。